

LP ガスの商慣行見直しに向けた取組宣言

株式会社常総ガスは、令和 6 年 4 月に液化石油ガス法の奨励などの改正が行われたことから、法令やガイドラインを遵守すると共に、LP ガス業界の商慣行見直しに取り組み、お客様に支持・選択される LP ガス業界の実現に努めます。

また、法令やガイドラインの遵守・保安の高度化・サービスの拡充を追及するため、以下の内容に取り組むことを宣言致します。

1. 過大な営業行為の制限

私たちは、正常な商慣行を超えた利益供与は致しません。また、LP ガス事業者の切替を制限するような条件付き契約の締結等を行いません。

2. 三部料金制の徹底

私たちは、LP ガス料金の三部料金制を早期に実施し、適切な LP ガス料金でお客様のニーズにお応えすると共に、充実したサービスを提供してまいります。

3. LP ガス料金の情報提供

私たちは、賃貸住宅の入居希望者様に事前にガス料金を提示するよう努めるとともに、不動産管理会社等に対しても、その内容の周知に努めます。

2024 年 9 月 17 日

株式会社常総ガス